

向日市商工会情報

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

経済産業省では、新型コロナウイルス(COVID-19)による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を案内しています。(持続化給付金、資金繰り支援、テレワーク導入に関する費用など)

支援策は随時更新される為、「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」で検索、又は右のQRコードよりご確認ください。



京都府 新型コロナウイルスに関する事業者向け支援制度

京都府では、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者の皆様に対する国や京都府の現時点の主な支援制度の概要を取りまとめています。支援制度については「京都府 新型コロナウイルスに関する事業者向け支援制度」で検索ください。

小規模事業者等向け補助金情報

◆中小企業知恵の経営ステップアップ事業◆

京都府と向日市商工会では、厳しい経営環境にある中小企業の方々や商店街団体を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」を実施します。

この事業は、中小企業応援隊の支援策として、今年度実施される取組(事業)に必要な経費の一部を補助し、応援するものです。

なお、概要は下記のとおりです。詳細は向日市商工会までお尋ね下さい。

【対象企業】

中小企業等、小規模企業、商店街団体

【対象経費】

- ◆業務改善等やイノベーションに繋がる工夫を凝らした取組
- ・展示会出展費用等
- ・のぼり旗等の作成経費
- ・新聞折込み、ちらし作成、ホームページ作成に係る経費
- ・集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費
- ◆省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費等
- ◆その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの

【補助金額】

- <小規模企業> * 補助率3分の2
1 補助事業あたり上限20万円以内
- <中小企業(小規模企業を除く)> * 補助率2分の1
1 補助事業あたり上限30万円以内
- <商店街団体> * 補助率3分の2
1 補助事業あたり上限20万円以内

【募集期間】

令和2年5月中旬予定(HP掲載等にて案内)

【注意点】

1. 補助金交付・不交付の採否にあたり審査会を設ける場合があります。審査内容に関する問い合わせには一切応じかねます。

なお、採否の基準は、経営改善に繋がる工夫を凝らした取組や売上向上、販路開拓、効率化等具体性・計画性があり、実現可能なものです。

また、過去に同様の補助金事業を実施していない中小企業等を優先します。

2. 同一取り組みについて、他の公的補助金の交付を受けている、又は決定している場合の利用は認められません。
3. 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも申請金額のすべてにまわれない場合があります。

◆IT導入補助金2020◆

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の皆様が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートするものです。自社の置かれた環境から強み・弱みを認識・分析・把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。

【補助対象者】

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

【補助対象経費】

ソフトウェア費、導入関連費等（ホームページで公開予定のITツールが補助金の対象になります。）

【補助金の上限額・下限額・補助率】

上限額：450万円

下限額：30万円

補助率：2分の1

テレワーク導入に関する費用について

お悩みの事業者の皆様へ

～IT導入補助金「特別枠」の概要～

【補助率の拡充】

補助率：2分の1⇒3分の2

【想定される活用例】

在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する。

※PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

【公募前に購入したITツール等への適用】

公募前に購入したITツール等についても補助金の対象になります。（審査等、一定の条件があります）

詳細については「IT導入補助金」で検索又は、以下のURLをご参照ください。

<https://www.it-hojo.jp/>

◆多様な働き方推進事業費補助金◆

1. 趣旨

仕事と家庭の両立に向けた多様な働き方の仕組みづくりや、人材確保・定着の促進を目的に、「多様な働き方」の取り組みを推進する府内中小企業等を支援します。

2. 補助対象者・対象要件

京都府内に事業所を有し、かつ、『子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言』を行う中小企業者等で、以下のいずれかに該当するもの（みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る）。

ア 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者および対象となるその他の法人

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、京都府と協議の上、特に中央会が認めるもの

3. 補助対象事業

①仕事と生活の両立支援のための社内制度の整備、業務効率化による年次有給休暇の取得促進など、多様な働き方の推進に向けたコンサルタントの導入

②テレワークの導入や従業員間での業務共有化など、多様な働き方を推進するために行う情報通信機器の導入

- ③サテライトオフィスの設置、子連れ出勤の実現に向けた託児スペースの整備など、多様な働き方の推進に向けた施設整備
- ④多様な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加
- ⑤その他、京都府中小企業団体中央会が特に必要と認める事業
- ⑥新たに実施する①～⑤までの取組を発信し、人材確保に繋げるために行う、PRグッズの作成、ホームページ又は求人媒体への掲載、企業説明会への出展

4. 補助対象経費

- 講師謝金●施設整備費
- 機器のレンタル、リース及び購入経費
- 教育研修費●備品購入費●旅費●印刷製本費
- 役務費●消耗品費●委託料
- 取組発信経費（広告宣伝費、出展費、ホームページ作成費、求人媒体作成費）
- その他中央会が必要と認める経費

※外部専門家によるコンサルティング事業に係る経費及び就業規則の作成・見直しに係る経費については、補助対象経費として合計20万円を上限とする。

5. 補助上限・補助率等

◇中小企業等が個別に事業実施する場合

補助率：2分の1以内

補助上限：50万円

○小規模企業者の場合は、

補助率：3分の2以内

補助上限：50万円

○時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ効果測定期間における年次有給休暇取得率の10%上昇（前年同時期対比）を達成した場合は、

補助率：3分の2以内

（※目標達成のために要した経費に限る）

補助上限：100万円

◇複数事業者が共同で事業実施する場合

補助率：3分の2以内

補助上限：100万円

6. 申請期間

令和2年4月10日（金）～

令和2年12月28日（月）

※補助金は予算の範囲内で交付するため、希望された金額を交付できない場合や期間内でも受付を終了する場合がありますので予めご了承ください。

7. 手続きの流れ

①相談

京都府『子育て企業サポートチーム』スーパーバイザーに相談（任意）

補助金申請のポイント、子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言等についてアドバイスをさせていただきます。詳しくは、京都府人材確保・労働政策課(TEL：075-414-5090)までお問い合わせください。

②申請

申請書類を郵送または持参にて、京都府中小企業団体中央会へご提出下さい。

【申請先・問合せ先】

京都府中小企業団体中央会

(〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入ル

函谷鉾町78番地 京都経済センター3階)

TEL：075-708-3701/FAX：075-708-3725

※受付時間：月～金（祝日・年末年始除く）

9時～12時、13時～17時

令和2年度労働保険年度更新

労働保険料の申告納付の時期となりました。

令和元年度労働保険料（労災保険・雇用保険）

の申告期間は、令和2年6月3日（水）から7月10日（金）（土日祝は除く）です。

お早めにお手続き下さい。

また、昨年度と同様「石綿健康被害救済法」に基づく一般拠出金の申告納付を労働保険年度更新と併せて行っていただくこととなっております。

『労働保険概算・確定保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書』により、7月10日（金）までに申告納付をお済ませ下さい。

なお、申告納付は、受付会場又は京都労働局、労働基準監督署並びに最寄りの金融機関、郵便局で受け付けております。

お問合せ先 京都労働局総務部労働保険徴収課
〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

TEL 075-241-3213

FAX 075-241-3233

「KES」を始めてみませんか

エネルギーの消費（地球温暖化）や環境汚染など、地球規模の環境問題には、産業界も大きく関わっています。そして、日本の産



業界の中で圧倒的多数を占めている中小企業が、我が国の産業を支えているといっても過言ではありません。環境問題を解決するためには、あらゆる規模・業種の企業が、環境や人類の将来を考えた事業活動を行っていくことが大切です。

地球温暖化防止京都会議COP3が京都市で開催されたことがきっかけで、市民、事業者、京都市が協力して立ち上げたパートナーシップ組織「京のアジェンダ21フォーラム」において、企業の90%を超える中小企業が環境に配慮した事業活動に取り組みやすい仕組みとして考案したものが「KES」（環境マネジメントシステム・スタンダード）です。

「KES」は、平成19年4月2日付で「京のアジェンダ21フォーラム」から「特定非営利活動法人KES環境機構」に引き継いで運営されています。

◆特色

経営に当たって、環境への負荷を管理・軽減するための仕組みです。

- ① 取得にかかるコストが安く、わかりやすい。
- ② 段階的に取り組める2つのステップがある。

※ 環境問題に取り組み始めた段階を想定したステップ1、将来「ISO14001」の認証取得を目指して取り組む段階で、「ISO14001」と同じような要求項目を設けたステップ2があります。

◆KESを審査・登録すると…

- ① 省エネ・省資源・リサイクルなどにより、コストダウンできる。
- ② 環境にやさしい企業と認定され、取引等も有利になる。
- ③ 企業の社会的責任の証明になる。
- ④ 環境管理体系（PDCA）が経営管理にも応用できる。
- ⑤ 法規制順守に対応できる。
- ⑥ 従業員の環境意識が高まる。

女性部活動便り

日 時		活動行事		場 所
5月	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため活動自粛			
6月	1日(月)	13:30	第2回 常任委員会	商工観光振興センター
※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、延期または中止する場合がございます。 ※常任委員会につきましては、オブザーバーとしてご参加していただくことも可能です。				

5月の予定表

日 時	行 事 名	場 所	内 容
<p>税務相談・不動産相談は新型コロナウイルス感染症の影響により中止いたします。再開時期については未定です。再開の場合は商工会ホームページ等にて案内いたします。ご了承くださいますようお願い申し上げます。</p>			